

# 農業委員会だより



ほくも大人になったら運転したいなあー (第31回川島町農業商工祭)

- 農地制度が変わりました！
- 市民農園が開設されます！
- わたしと農業
- これからの農業
- かけがえのない農地を守ろう！
- 新農業委員を紹介します。
- 先進地視察研修を実施
- 農業者年金
- 「全国農業担い手サミットin埼玉」に参加して
- 編集後記

## 第 4 号

平成22年3月20日発行

発行：川島町農業委員会

編集：川島町農業委員会だより編集委員会  
〒350-0192

比企郡川島町大字平沼1175

電話 049(297)1811

# 農地制度が変わりました！

「平成の農地改革」ともいわれる改正農地法が、平成二十一年十二月十五日に施行されました。改正のポイントは、次のとおりです。

## 農地法の目的の見直し

改正前は、農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする「自作農主義」でした。改正後は、「農地は効率的に利用する」に変わりました。

さらに、農地の所有者や貸借で借りている人は、農地を適正かつ効率的に利用しなければならぬ「責務規定」が新たに設けられました。

## 農地法第三条（農地の売買や貸借）の見直し

農地を売買、貸借する場合の農地法第三条許可の審査基準が追加されました。

- ① ② ③のとおりでした。
- ① 農地のすべてについて、効率的に利用していること【全部効率利用要件】
- ② 耕作に必要な農作業に原則年間百五十日以上従事する

## こと【農作業常時従事要件】

- ③ 取得後の農地面積の合計が原則五反以上になること【下限面積要件・五反要件】

これに新たに、

- ④ 農地の集団化、効率化などから周辺の地域に支障がないこと【地域との調和要件】

が追加されました。

◎農地を取得（売買）できる法人を農業生産法人に限定し、その法人への出資制限が緩和されました。

◎農地の貸借に限り、一般企業が農地を借りることができるようになりました。ただし、審査の基準を細かく定めています。適正に使われない場合は、勧告、許可を取り消すこともあります。主な条件は次のとおりです。

- ① 農地を適正に管理しない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付していること
- ② 地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うこと
- ③ 法人の業務執行役員のうち

一人以上の者が農業に常時従事すること

## 農地転用規制の厳格化

◎違反転用への対応が厳しくなりました。罰金額が法人の場合一億円、個人の場合三百万円に引き上げられました。

◎農地転用の許可基準が厳しくなりました。今までは集団農地の判断基準については、二十ヘクタール以上でしたが、改正後は十ヘクタール以上になりました。十ヘクタール以上の一団の農地の農地転用は原則、不許可になりました（農地転用できる施設は限られます）。



## 農振農用地区域（青地）からの除外の厳格化

これまでの要件に加え、新たに「担い手の農用地利用集積に支障がないこと」の要件が追加されました。

## 遊休農地対策の強化

すべての遊休農地を対象に農業委員会が利用状況の調査を行い、農地の有効利用の徹底を指導する仕組みが創設されました。

## 相続で取得した農地の届出制度を創設

相続等により農地を取得した場合、その農地が所在する農業委員会への届出が必要になりました。相続、遺産分割、時効取得等の場合には、届出が必要になります。

## 相続税の納税猶予制度の見直し

今までは、相続人が自ら営農することが条件でしたが、農地を貸した場合は、納税猶予が打ち切りになりました。

これからは、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、**相続税の納税猶予**が受けられます。ただし、農地としての利用を終身継続することが条件です。また、納税猶予が打ち切られた場合、納付に伴う利子税が四パーセントから二・二パーセントに軽減されました。

## 「市民農園」が開設されます！

住民の方に野菜を栽培していただき、土や緑などの自然とのふれあいを通じて農業に対する理解を深めていただくため、町内の平成の森公園北側に「市民農園」（つばき農園・ひのき農園）が開設されます。

この「市民農園」では、余暇の時間を利用して農作物の栽培を手掛ける中で、利用者同士のお互いの輪が広がり、収穫の喜びを実感することができます。

土に親しみながら、自分で作った野菜を収穫してみませんか。

- 利用期間：平成22年4月1日から1年間（継続可）
- 年額利用料：1区画 6,000円
- 農園面積：1区画 約35㎡
- 募集区画：84区画
- 受付開始：平成22年3月1日から随時
- ※空き区画がなくなりしだい終了。

詳しいことは、農政産業課までお問い合わせください。

## わたしと農業

私が就農したのは昭和四十年東京オリンピックの次の年で、社会も私も夢燃え栄える時代でした。

私はいち早く、地域に根をおろし、所得の良い苺「ダナー」の作付けを始めました。まず、後継者育成資金を借り、

トンネル栽培から始め、パイプハウス栽培へと移行しました。ところが、なった苺は奇形ばかりでしたが試行錯誤の末、ミツバチを導入し、飛躍

的な結果につながりました。そして、苺も時代と共に栽培形態が、半促成栽培から早生品種への宝交早生、麗紅、女

峰、とちおとめへと消費者の嗜好の変化と共に変わり、同時に育苗技術として栽培技術も土耕平畝栽培からポット育

苗、高畝栽培へと移り、品種に対応した技術が用いられてきました。

時代と共に変わったのは品種、栽培だけではありません。

飲み水まで買う昨今、苺も例外ではありません。安全・安心を求め、環境に優しい農業に取り組み農業者（エコファーマー）に認定され、有機肥

料の導入、減農薬栽培、さらに、生物農薬「カブリダニ」等あらゆる面で自然に優しい栽培方法を取り入れています。これからも地域産業がより活性化するために、さらなる努力をしたいと思っています。

（猪鼻委員）

## これからの農業

政権交代により、農業を取り巻く環境も変わり、農業戸別所得補償制度が始まろうとしています。

危機的状況にある農業を、若い人が夢を持って就農することのできる農業に変えるのは、農業のことを知らない世代の人達だと思っています。今までのように、生産をして出荷

をすれば終わりという従来型農業は、限界を迎えていると思います。そこで、新しい発想で農業の可能性を追求し、

広げていかなければなりません。知恵を出し合い、お金を稼ぐという農業に取り組みることが必要です。

私は、失敗が少なく利益率が高く、さらには労働時間を減らせる作物は何かを、あらゆる角度と観点から、栽培の方法や販売経緯をしっかりと

考え、そして経験を積み重ねればおのずから働く喜びにつながり、ひいては農業を変えられることができると思います。

また、そうしたプロセスの中で、無理をしないことが大事だと思っています。その時々身の丈に合わせて、農業を楽

しみながら働き・努力するという生き方が、元気な農家の姿であり、次への可能性を見いだすことにもなると思います。

そこで、川島町では、米麦を中心とした大規模農業、トマト・キュウリ・イチゴなどの施設農業、体に良いイチジク・ブルーベリーの産地化、

そして、それを活かすものが農産物直売所だと思っています。また、生産履歴管理の徹底や、

エコファーマーの認定に取り組み、安全・安心な新鮮野菜を安価で販売し、消費者との絆を深め、そして生産者が元

気であれば、町の活力になると思います。

夢未来の川島の活性化のために、願わくは直売所周辺に

町・農協・民間で集客能力の高い複合施設ができれば、理想に近い直売所になると思います。

（鹿山委員）

## かけがえのない農地を守ろう！

### 遊休農地の解消に向けて

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が年々増えています。

優良農地の確保を図るためには、遊休農地の解消は喫緊の課題で、改正農地法においても、農業委員会の新たな役割として、農地の利用状況調査や日常的な把握が明記されています。

### 遊休農地は地球環境の悪化

遊休農地をそのまま放置しますと、不法投棄、雑草の繁茂や病害虫の発生、土砂等のたい積、火災の発生など、近隣の環境の悪化にもつながります。

農作物を栽培しない場合でも、年に数回は耕起するなど、農地の所有者として適切な管理を行うようにしましょう。

### 遊休農地の現況調査

また、農業委員会では、遊休農地の解消を図るため、毎年現況調査を行っています。今年度も八月三日から五日

までの三日間、町内全域の農地を、調査しました。

### 農地の適切な管理をお願いします

この調査結果をもとに、土地所有者の方へ、農地の適切な管理をお願いしました。

皆さまには、草刈りや耕起などを実施し、農地の適切な管理に努めていただき、厚くお礼を申し上げます。

また、この調査をもとに遊休農地の対象地としましたので、所在地を取り違えている場合もあり、ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

なお、遊休農地解消に向けた事業は、今後も毎年行っていくしますので、農地の適切な管理をお願いします。



遊休農地の耕起作業（太郎右衛門橋下流）

## 新農業委員を紹介します。

このたび、土地改良区選出の大森正明委員に代わり、平成二十一年十月二十五日付けで、鈴木一男委員（牛ヶ谷戸）が農業委員に選任されました。



鈴木一男委員

なお、中山・八ツ保地区で、担当区域が次のように変更になりました。

### 中山・八ツ保地区担当区域（敬称略）

| 委員名   | 担 当 地 区                   |
|-------|---------------------------|
| 安田 昌生 | 上廓、中廓、南園部、吹塚、北園部、宮本、伏木、久保 |
| 利根川平八 | 南戸守、正直、北戸守、長楽、吹塚新田、八幡     |
| 鈴木 一男 | 上八ツ林                      |
| 大澤 伊吉 | 下八ツ林、畑中                   |
| 長谷部 實 | 牛ヶ谷戸、東大塚                  |
| 矢部 克治 | 三保谷宿、山ヶ谷戸、東野              |

## 先進地視察研修を実施 新規就農者支援のあり方

町農業委員会は、平成二十一年十月に静岡県伊豆の国市

農業委員会を視察しました。

農業者の高齢化や後継者不足は、川島町のみならず全国的に大きな問題となっており、そのような中で、静岡県や伊豆の国市の施策は、成功事例として新聞等にも取り上げられています。

静岡県では、「がんばる新農業人支援事業」を実施し、農業を志す青年が農家で行う実技研修に対して支援を行っています。また、伊豆の国市でもこの事業の補完として、同様の事業を展開しており、実績を上げています。平成五年に事業を開始してから、静岡県全体で七十一人が就農し、特に、伊豆の国市では、二十五人の新規就農者が生まれています。

研修の受け入れ態勢として、地域受け入れ連絡協議会があり、地域で研修から就農までをサポートするシステムが構築されています。作物は、ミニトマトやトマト、イチゴの施設栽培が中心で、出荷組合を通じて有利な販売を行っています。「やはり、もうかる農業でない」と就農を勧められない」というのが、研修受け入れ農家のご意見でした。

川島町でも、研修受け入れ農家の育成や、地域ぐるみの受け入れ態勢の整備を進め、後継者不足に対応していきたいと思っています。

## 農業者のみなさん 老後の備えは大丈夫ですか？

### 農業者年金

#### 加入要件

①二十歳以上六十歳未満の方

②国民年金の第一号被保険者である方（厚生年金等に加入していない）

③年間の農業従事日数が六十日以上の方

#### 農業者年金の特徴

①積立方式（確定拠出）の年金です。

②保険料が自由に選べます。

③終身年金で八十歳までの保証があります。

④納めるときも受け取る時も税制面の優遇があります。

⑤一定の要件を満たせば保険料の国庫補助が受けられます。

## 第12回 「全国農業担い手サミット in 埼玉」に参加して

第十二回全国農業担い手サミット in 埼玉が、全国から二千二百六十五人の農業の担い手を一同に会して、平成二十一年十一月十七日・十八日に開催されました。このサミットは、担い手が農業経営の現況や課題についての認識を深め、研鑽・交流を行い、自らの経営改善と地域農業の発展を図ることを目的に、毎年開催されているものです。

川島町からは、認定農業者協議会、担い手育成総合支援協議会、農業委員会から九人が参加しました。

一日目は、「農の時代がやってきた！我らが担う日本の未来」をテーマにした事例報告が大宮ソニックシティ大ホールで行われました。二日目は、県内八地域に分散し、現地研究会が行われました。

全国から集まった多数の参加者と交流、意見交換ができて、とても有意義な二日間となりました。来年のサミットは島根県で開催されます。今年に引き続き奮って参加してください。（横川会長）

## 編集後記

早いもので、平成二十一年度も終わりに近づいてきました。昨年の五月に農業委員になり一年が経とうとしていきます。この間には、毎月の定例会や先進地の視察研修・遊休農地の現地調査など、多くの事業を行いました。また、「農業委員会だより」も今回で第四号を迎え、農地法改正などで、広報活動もますます重要となっております。

なお、編集委員長を務めておりました大森正明さんにおかれましては、多大なご尽力をされましたことに深く感謝を申し上げます。

委員会だより発行のためにご協力いただいた皆様ありがとうございました。より充実した広報紙作りのため、皆様のご意見・ご感想などをお待ちしております。（前嶋委員）

編集委員長 鹿山柳治  
編集副委員長 前嶋勇男  
編集委員 安田昌生

相談役 猪鼻文明  
大澤伊吉  
木村一男  
横川二三男  
石黒安太郎